

## 第4章 犯罪被害者等支援に向けた具体的施策

### 第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組

#### 1 相談及び情報の提供等（第11条）

##### （1）現状と課題

犯罪被害者等は、突然、事件・事故に遭遇し、生命、身体、財産上の直接的な被害に加え、心にも大きな傷を受けます。

そのように直面している状況を十分に理解できず、何をすべきなのか分からない、あるいはどこに相談すればよいか分からない状況の中で、必要な支援が受けられない不利益を受けるおそれがあります。加えて、時間の経過とともに求められる支援の内容も変化していきます。

また、そのような犯罪被害者等に代わって、友人、知り合い、恋人、内縁関係者が相談に訪れることもあります。

そのため、犯罪被害者等に対する必要な支援に関して相談を受けたり、情報提供を行うなどして、必要な支援を途切れることなく実施できるようにする必要があります。

##### （2）具体的な取組

###### ①総合的対応窓口における相談対応

総合的対応窓口において、犯罪被害者等やその他犯罪等により支援が必要と認められる方からの相談に応じるとともに、市町村や専門機関等の適切な機関へ取り次ぎます。

また、県のホームページにおいて、県や市町村、関係団体の相談先等について、必要な情報を提供します。（人権同和対策課）

###### ②人権啓発センターにおける相談対応

犯罪被害者等をはじめとする人権に関する相談窓口として必要な助言を行うとともに、専門相談機関等へ的確に引き継ぐよう、連携を図ります。

また、「子どもの人権110番」、「女性の人権ホットライン」等、人権擁護機関が実施する人権相談や、人権侵害事件の調査救済制度について周知します。（人権同和対策課）

### ③警察における相談体制の充実等

全国統一の警察相談専用電話「#9110」、性犯罪相談ダイヤル「#8103」、少年相談等の相談窓口の周知を徹底し、適切な相談受理等の充実を図ります。(警察本部)

### ④犯罪被害者等早期援助団体との連携・協力

犯罪被害者等支援の過程における秘密が守られることなどを犯罪被害者等に十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。(警察本部)

### ⑤犯罪発生状況等の情報提供の実施

身近な地域で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声かけ、ひったくり等の発生状況をインターネットや携帯電話のメール機能等を利用して情報を発信します。(警察本部)

### ⑥性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」

性暴力被害者等の心身の負担が軽減され、安心して相談、医療、カウンセリングなどを受けることができるよう、性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」において総合的な支援を行います。(生活・協働・男女参画課)

### ⑦妊娠総合相談支援

思いがけない妊娠等に不安を持つ方に対し、総合的な相談・支援を行っている県保健所及び女性専門相談センター「スマイル」において、緊急避妊を必要とする方がその方法等に関する情報を得られるよう、情報提供を行います。(健康増進課)

### ⑧配偶者暴力相談支援センター等における相談及び情報提供

配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者それぞれの状況に応じた迅速で安全な保護体制を強化するとともに、自立に必要な情報提供及び助言等による支援を推進します。また、相談窓口について記載したリーフレットを作成・配布するなど、様々な媒体による支援情報の提供に努めます。(こども家庭課、生活・協働・男女参画課)

### ⑨児童虐待通告に関する対応の充実

児童相談所への児童虐待通告に対して、24時間365日対応できる体制を整備します。(こども家庭課)

### ⑩学校内における相談体制の充実

県内各学校に配置・派遣しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにより、被害児童生徒が校内において必要に応じたカウンセリングが受けられる体制を整備します。

また、スクールカウンセラーが配置された学校においては教職員を対象とした研修を実施することで、教職員の教育相談に関する資質の向上を図ります。

更に、重篤な事案発生の際には緊急的にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の心のケアに努めます。(人権同和教育課)

### ⑪学校外における相談窓口の充実

教育研修センターにおける教育相談窓口「ふれあいコール」及び「24時間子供SOSダイヤル」により、学校外における相談体制を整備します。

また、教育研修センターに心理の専門家を配置することで、専門的な立場から被害児童生徒が相談できる窓口の充実に努めます。(人権同和教育課)

### ⑫交通事故相談所

交通事故被害者に対して損害賠償、示談、保険請求等に関する相談及び関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。(生活・協働・男女参画課)

### ⑬消費生活センター

悪質商法や不当な取引行為による消費者被害の救済を図るために、消費生活センターに相談員を配置し、面接、電話による県民からの消費生活に係る相談に対応します。(生活・協働・男女参画課)

### ⑭民生委員・児童委員による生活相談

犯罪被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、犯罪被害者等が自立した生活を営むことができるよう、生活等に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。(福祉保健課)

**⑮高齢者権利擁護支援センターにおける相談対応**

高齢者権利擁護支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センターからの相談に応じ、困難事例については、県弁護士会及び県社会福祉士の会員から構成される高齢者虐待対応専門職チームを派遣する等の支援を行います。(長寿介護課 医療・介護連携推進室)

**⑯障がい者権利擁護センター運営事業**

市町村や労働局等の関係機関との連携を図り、県障がい者権利擁護センターを拠点として、障がい者やその家族へ専門的な相談を行います。

また、障がい者福祉施設従事者・市町村職員に対する研修の実施等により、障がい者等に対する虐待の防止を図るとともに、権利擁護に関する意識の啓発に努めます。(障がい福祉課)

**⑰外国人住民への行政・生活情報の提供**

外国人住民の増加に伴い、生活者としての外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、行政・生活全般の情報提供や相談対応を多言語で一元的に行う「みやぎ外国人サポートセンター」を運営し、外国人住民が抱える様々な疑問や悩みに対して、国や市町村、関係機関等と連携しながら、相談対応等を行います。(オールみやぎ営業課)

## 2 犯罪被害者等の支援を担う人材の育成（第21条）

### （1）現状と課題

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に携わる人たちが、犯罪被害者等の置かれている状況を的確に理解するとともに、配慮に欠けた言動や無理解によって、二次被害を生じさせないようにする必要があります。

そのため、支援に携わる人たちが広く犯罪被害者等支援に関する必要な知識を習得し、犯罪被害者等支援に適切に対応できるよう、人材の育成を図ることが必要です。

### （2）具体的な取組

#### ①警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する教養

警察職員を対象として各種教養時に、犯罪被害者等支援に関する資料を活用し、犯罪被害者等支援の意義、犯罪被害者等への支援要領、犯罪被害者等早期援助団体との連携要領等に関する教養を行います。（警察本部）

#### ②犯罪被害者等早期援助団体の支援員に対する研修の充実

犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡しなど、犯罪被害者等に対する支援をマネジメントするコーディネーターとしての役割を担う、犯罪被害者等早期援助団体の支援員の育成を支援します。（警察本部）

#### ③犯罪被害者等支援に携わる警察職員への心理的影響に対する配慮

犯罪被害者等支援に従事する警察職員は、犯罪被害者等に寄り添うことで、自らも同様のストレスを受けることがあることから、代理受傷に関する研修を行い、ストレスに備えさせるなどの配慮を行います。（警察本部）

#### ④市町村職員等を対象とした会議、研修会の実施

市町村職員等を対象とした「市町村犯罪被害者等施策主管課長会議」を開催し、犯罪被害者等支援に関する情報提供を行うとともに、二次被害や代理受傷の防止を含む研修を実施し、各市町村に設置されている総合的対応窓口の機能の強化を図ります。

また、当該会議、研修会には、県の関係課職員等にも参加させ、職員の資質向上に努めます。（人権同和対策課）

**⑤児童虐待防止に携わる関係者への研修の充実と児童相談所の専門性強化**

児童虐待の早期発見、早期対応への意識の高揚を図るため、幼稚園、保育所、学校等の職員を対象とした研修を実施するとともに、児童相談所においては、高い専門性が求められる困難な事例への対応や、保護者への指導及び支援等が適切に行われるよう、職員の専門性を高めるための研修の充実を図ります。（こども家庭課）

**⑥養護教諭等の資質の向上**

健康教育（性に関する指導や心のケア等を含む）に関する研修を実施し、知識の習得や教育力の向上を図り、組織的な対応の充実に努めます。（スポーツ振興課）

**⑦市町村職員等を対象とした高齢者虐待防止に関する研修会の実施**

市町村職員、地域包括支援センター職員、介護保険関係事業所の関係者等を対象とした高齢者虐待防止に関する研修会を実施し、関係職員の資質向上を図ります。（長寿介護課 医療・介護連携推進室）

**⑧障がい者権利擁護センター運営事業【再掲】**

市町村や労働局等の関係機関との連携を図り、県障がい者権利擁護センターを拠点として、障がい者やその家族へ専門的な相談を行います。

また、障がい者福祉施設従事者・市町村職員に対する研修の実施等により、障がい者等に対する虐待の防止を図るとともに、権利擁護に関する意識の啓発に努めます。（障がい福祉課）

### 3 民間支援団体の活動の支援（第22条）

#### （1）現状と課題

犯罪被害者等への支援を行う民間支援団体は、電話や面接等の相談業務のほか、病院、裁判所、法律相談等への付添い等、きめ細かな支援を行っております。

被害直後から中長期にわたって支援をおこなう民間支援団体は、犯罪被害者等支援に当たって欠かせない存在です。

このような民間支援団体の活動について、その果たす役割や活動への理解を広めていく必要があります。

#### （2）具体的な取組

##### ①民間支援団体に対する基盤強化のための各種施策

民間支援団体に対し、研修会等への講師の派遣や、職員の技能向上のための助言・指導等のほか、民間支援団体の取組に関する県民への周知など、犯罪被害者等支援活動のための基盤強化に努めます。（警察本部）

##### ②民間支援団体と連携・協力した広報啓発活動の推進

民間支援団体が開催するフォーラムや講演会等について、その趣旨に賛同できるものにあっては、その効果の波及性等も踏まえ、開催に協力するように努めます。（警察本部、人権同和対策課、人権同和教育課）

##### ③民間支援団体の活動の周知・広報

民間支援団体の活動や、当該団体が開催するイベント等について、ホームページや「じんけんの風」などの広報媒体を活用し、広く一般に周知・広報することで、民間支援団体の活動を支援します。（人権同和対策課）

## 4 連携協力の推進（第4条第2項）

### （1）現状と課題

犯罪被害者等が置かれた状況は、犯罪の種類や家族の状況、加害者との関係などにより異なり、また、必要とする支援もそれぞれ異なります。

また、犯罪被害者等に関する支援策は様々ありますが、支援に携わる関係機関の間でも支援内容について、情報共有が必要です。

県条例第4条第3項にあるように、犯罪被害者等がいずれの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう、国、県、市町村、民間支援団体、その他の犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携、協力して、犯罪被害者等支援に取り組む必要があります。

### （2）具体的な取組

#### ①犯罪被害者等支援ネットワークの連携

犯罪の発生直後から犯罪被害者等のニーズに即応した支援活動を行い、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の促進並びに関係機関等とのネットワークを活用し、途切れることのない支援を実施します。（警察本部）

#### ②関係機関・団体との連携協力の充実及び強化

犯罪被害者等の広範多岐にわたるニーズに応えるために、関係機関・団体と構成する「宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会」及び「警察署犯罪被害者等支援連絡協議会」を効果的に運用し、地域における犯罪被害者等支援体制の連携強化に努めます。

また、メンバー間の連携及び相互の協力を強化するため、死傷者が多数に及ぶ事例等を想定した実戦的なシミュレーション訓練等を行います。（警察本部）

#### ③市町村に対する情報提供、助言及び連携

市町村における地域の状況に応じた犯罪被害者等支援の実施に当たり、市町村の総合的対応窓口と連携して、必要な情報の提供及び助言その他の協力を行います。（人権同和対策課）

#### ④DV 被害者保護支援ネットワーク会議の充実

DV被害者に対し必要な支援を行い、適切な対応が実施できるよう、DV被害者保護支援ネットワーク会議を構成する関係機関、団体等とのより一層の連携強化を図るとともに、同会議の地区別会議において、事例の検討等を行います。(こども家庭課)

#### ⑤宮崎県高齢者虐待防止連絡会議における関係機関との連携体制の充実

「宮崎県高齢者虐待防止連絡会議」において、高齢者虐待防止対策を総合的に推進するとともに、関係機関との連携を図ります。(長寿介護課 医療・介護連携推進室)

#### ⑥要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携体制の充実

各市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」において、児童虐待防止に携わる関係機関と当該児童等に関する情報や考え方を共有し、児童虐待の早期発見、早期対応を行います。(こども家庭課)

#### ⑦障がい者権利擁護センター運営事業【再掲】

市町村や労働局等の関係機関との連携を図り、県障がい者権利擁護センターを拠点として、障がい者やその家族へ専門的な相談を行います。

また、障がい者福祉施設従事者・市町村職員に対する研修の実施等により、障がい者等に対する虐待の防止を図るとともに、権利擁護に関する意識の啓発に努めます。(障がい福祉課)

## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### 1 心身に受けた影響からの回復（第12条）

#### （1）現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪により生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、財産を奪われる、といった直接的な被害を受けるだけでなく、犯罪等によって深刻な精神的ショックを受けることにより様々な心身の不調に陥る場合があります。

そのため、心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、適切な保健医療サービス、福祉サービスの提供が必要となります。

#### （2）具体的な取組

##### ①犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施及び充実

犯罪により、大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対するカウンセリング体制について、関係機関・団体と連携を図りながら、その充実に努めます。（警察本部）

##### ②犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供

犯罪被害者等が被害直後から専門的知識を有する専門家からの精神的ケアを受けることができるよう、犯罪被害者等の意向に沿いながら、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供を行います。（警察本部）

##### ③性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」【再掲】

性暴力被害者等の心身の負担が軽減され、安心して相談、医療、カウンセリングなどを受けることができるよう、性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」において総合的な支援を行います。（生活・協働・男女参画課）

##### ④高次脳機能障がい者への支援

高次脳機能障がい者が、身近な地域で診断を受け、充分なりハビリ等を受けることができるよう、対応可能な支援協力医療機関数を増やすとともに、就労支援機関や市町村等との連携を強化し、地域での支援ネットワークを充実させる取組を行います。

また、総合相談・支援機関である県身体障害者相談センターをはじめとする関係機関が連携して、相談支援や普及・啓発・研修事業のほか、家族会への支援等を行います。(障がい福祉課)

#### ⑤こころの健康相談事業

精神保健福祉センターにおいて、保健師や公認心理師等の資格を持った職員が、相談者からの相談を電話で伺います。

また、必要に応じて精神保健福祉センター職員による面接相談や、精神科医師による診療相談を実施します。(障がい福祉課)

#### ⑥医療機関に関する情報提供

県民が病院等の選択を適切に行えるよう、医療機関から提供された医療機能情報をインターネット上で提供します。(医療薬務課)

## 2 安全の確保（第14条）

### （1）現状と課題

犯罪被害者等の多くは、被害を受けた後も、再び同じ加害者から危害を加えられるのではないかという強い恐怖や不安を感じています。

そのため、犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止し、安全が確保され、不安が解消されるための取組が必要です。

### （2）具体的な取組

#### ①犯罪被害者等に関する情報の保護

事件に関する報道発表を行う場合は、犯罪被害者等のプライバシーの保護、公益性等を総合的に勘案しつつ、個別案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。（警察本部）

#### ②交番・駐在所等の警察官による犯罪被害者等への訪問活動の推進等

犯罪被害者等の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進します。（警察本部）

#### ③再被害防止措置の推進

同じ加害者によって、再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、防犯指導や警戒等の再被害防止措置を講ずるとともに、関係機関と連携し、事案に応じて柔軟に対応します。（警察本部）

#### ④ストーカー、DV、児童虐待等の事案への適切な対応

ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案、児童虐待等については、その危険性・切迫性を的確に判断し、被害者及びその家族等の安全確保を最優先に迅速かつ的確に対応します。（警察本部）

#### ⑤DV被害者の一時保護の実施

被害者本人の状況、同伴家族の有無等を勘案し、女性相談所等において被害者の個別の事情や状況に配慮した一時保護を行います。（こども家庭課）

**⑥児童相談所における子どもの安全確保を最優先にした一時保護**

児童虐待を受けた子どもまたは児童虐待を受けている可能性のある子どもについて、児童相談所が関係機関と連携し、子どもの安全確保を最優先に適切な一時保護を行います。(こども家庭課)

### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第17条）

#### （1）現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪等による被害を受けた後、保護、捜査、公判等の過程において、受けた被害について何度も説明せざるを得なかったり、関係者からの配慮に欠けた言動による二次被害を受けたりして、つらい思いをすることがあります。

そのため、犯罪被害者等と関わる職員が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じて、捜査状況や刑事手続等に関する情報提供を行うなど、犯罪被害者等の人権に配慮した支援を行う必要があります。

#### （2）具体的な取組

##### ①保護対策の推進

暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講じます。（警察本部）

##### ②犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援

事件発生直後から被害者支援要員を指定し、事情聴取や病院等への付添い、相談対応、関係機関・団体への引継ぎ等、犯罪被害者等のニーズに即したきめ細やかな支援を行い、捜査の過程における負担の軽減に努めます。（警察本部）

##### ③刑事手続等に関する情報提供の充実

犯罪被害者等へ刑事手続等に関する情報を提供する場合においては、犯罪被害者等のための制度を網羅的に分かりやすくまとめた「被害者の手引」を交付し、早期の情報提供に努めます。（警察本部）

##### ④犯罪被害者等の心情に配慮した環境の整備

相談室や被害者支援用車両で事情聴取を行うなど、犯罪被害者等の心情に配慮した施設等の活用を図ります。（警察本部）

#### ⑤性犯罪被害者の心情への配慮

性犯罪指定捜査員に男性警察官、女性警察官の両方を指定し、可能な限り被害者が希望する性別の警察官が対応できるよう配慮します。(警察本部)

#### ⑥被害児童からの事情聴取における配慮

被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述確保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行うほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮するなど、被害児童に配慮した取組を推進します。(警察本部)

#### ⑦被害少年の精神的被害を回復するための継続的な支援の推進

被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間支援団体への紹介を行うとともに、少年補導員等が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなど、継続的な支援を実施します。(警察本部)

### 第3 損害回復・経済的負担の軽減への取組

#### 1 経済的な助成に関する情報の提供、助言等（第18条）

##### （1）現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪等の被害を受けることにより、働き手を失ったり、後遺症のために自ら仕事を続けられなくなることによる収入の途絶や、長期の入院や通院に伴う治療費、損害賠償請求を行う訴訟費用等の多額の負担により、経済的な困難に直面する場合があります。

そのため、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、損害賠償請求制度や各種の経済的支援制度について、適切に情報提供や助言等を行っていく必要があります。

##### （2）具体的な取組

###### ①総合的対応窓口における情報提供

犯罪被害者や生活困窮者に対する経済的支援制度に関して、相談者の状況に応じて情報提供を行います。（人権同和対策課）

###### ②日本司法支援センター（法テラス）宮崎地方事務所との連携と県民への周知

日本司法支援センター（法テラス）宮崎地方事務所との連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や、無料法律相談の活用について、周知に努めます。（人権同和対策課）

###### ③「被害者の手引」を活用した情報提供

犯罪被害者等が最も支援を必要とする事件直後において、犯罪被害者等が必要とする情報を得られるように、被害者支援に関する各種制度や相談窓口等の情報が記載されている「被害者の手引」を積極的に交付します。（警察本部）

###### ④犯罪被害給付制度の周知等

犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体等を活用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関する権利や手続について十分な教示を行います。（警察本部）

#### ⑤（公財）犯罪被害救援基金との連携

犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者等で、個別の事情に照らし、特別の救済が必要と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努めます。（警察本部）

#### ⑥医療費等の公費支出制度の周知等

犯罪被害に係る初診料や診断書料、緊急避妊に要する費用等の公費負担制度を適切かつ積極的に運用し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。（警察本部）

#### ⑦性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」

警察への届出をしない性暴力被害者に対し、医療機関における初診料や診断書料、緊急避妊に要する費用等や、公認心理師・臨床心理士によるカウンセリング費用、弁護士による法律相談費用の公費負担を行います。（生活・協働・男女参画課）

#### ⑧暴力団犯罪による被害回復の支援

宮崎県暴力追放センター、弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実を図ります。（警察本部）

#### ⑨司法解剖に伴う公費負担

司法解剖後の遺体搬送費の公費負担制度の活用を図ります。（警察本部）

#### ⑩交通事故相談所【再掲】

交通事故被害者に対して損害賠償、示談、保険請求等に関する相談及び関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。（生活・協働・男女参画課）

#### ⑪交通遺児寄附金事業

両親又はいずれかの親が陸上の交通事故により亡くなった子どもに対して、激励品の配付や入学、卒業祝金等の支給を行います。（生活・協働・男女参画課）

#### ⑫消費生活センター【再掲】

悪質商法や不当な取引行為による消費者被害の救済を図るために、消費生活センターに相談員を配置し、面接、電話による県民からの消費生活に係る相談に対応します。（生活・協働・男女参画課）

## 2 居住の安定（第15条）

### （1）現状と課題

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場になったり、逮捕されていない加害者に自宅を知られることによる再被害のおそれがあるなど、様々な要因により、引っ越しを余儀なくされる場合があります。

しかし、被害による経済的困窮や事件後のショックにより、新たに居住先を自ら探すことが困難な状況にある場合には、一時的あるいは中長期的な住居の確保を行う必要があります。

### （2）具体的な取組

#### ①被害直後における居住場所の確保

自宅が犯罪行為の現場となり、再被害のおそれがあるなど、自宅での居住が困難で、自ら居住場所を確保できない場合等に、犯罪被害者等が一時的に避難するための宿泊場所の確保に努めます。（警察本部）

#### ②県営住宅への優先入居及び一時入居

犯罪被害者等に対し、入居者選考時の抽選における当選倍率を優遇します。また、犯罪被害者等が緊急に県営住宅に入居する必要がある場合は、原則として1年を超えない期間で一時的な県営住宅の使用許可を実施します。（建築住宅課）

### 3 雇用の安定（第16条）

#### （1）現状と課題

犯罪被害者等は、身体的・精神的被害により仕事が手に付かなくなる、あるいは治療のための入院や通院、捜査や裁判への協力等により、従前のように仕事に取り組むことが難しくなることが少なくありません。

その結果、事業者の無理解によって一方的に解雇されたり、仕事を辞めざるを得なくなる状況に追い込まれることがあります。

そのため、事業主が犯罪被害者等への理解を深めるための取組や、犯罪被害者等に対する各種就労支援を行っていく必要があります。

#### （2）具体的な取組

##### ①被害回復のための休暇制度の周知

犯罪被害等に遭った労働者の精神的・身体的被害等の二次的被害の防止や、仕事の継続を図るため、精神的・身体的被害回復のための休暇制度について、国における施策を踏まえて制度の周知を行います。（雇用労働政策課）

##### ②犯罪被害者等の就職に関する支援

「ヤングJOBサポートみやぎき」において、犯罪被害者等を含む若年者の方を対象に就職相談を受け、助言等や就職関連情報の提供を行います。

また、「みやぎき女性・高齢者就業支援センター」において、女性や高齢者の方を対象に就職相談への対応や求人情報とのマッチングを行います。（雇用労働政策課）

##### ③労働相談及び個別労働紛争への対応

犯罪被害者等を含む労働者や使用者からの労働問題に関する様々な相談を受け、適切な助言等を行うとともに、相談だけでは解決が困難な個別労働紛争についてはあっせん（宮崎県から宮崎県労働委員会へ事務委任）による解決を図ります。（雇用労働政策課）

## 4 日常生活の支援（第13条）

### （1）現状と課題

犯罪被害者等は受けた被害によって、身体的、精神的に不調な中で、入院や通院を行ったり、捜査への協力、出廷等の手続を行うことにより、家事、育児、介護等が手に付かなくなり、日常生活に支障を来すことがあります。

そのため、犯罪被害者等の負担が少しでも軽減できるように、日常生活の支援に取り組む必要があります。

### （2）具体的な取組

#### ①生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、市及び県が設置する生活困窮者自立相談支援機関において、最低限度の生活を維持することができないおそれのある方々の自立に向けた相談・支援を実施します。（福祉保健課）

#### ②市町村と連携した支援制度の活用

市町村の総合的対応窓口と連携して、市町村が実施している介護サービスや育児サービス等、各種の生活支援制度に関する情報提供を行います。（人権同和対策課）

#### ③民間支援団体が行う直接支援等の情報提供

民間支援団体が行っている付添支援等の直接的支援や相談支援等の情報提供に努めます。（警察本部）

#### ④民生委員・児童委員による生活相談【再掲】

犯罪被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、犯罪被害者等が自立した生活を営むことができるよう、生活等に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。（福祉保健課）

## 第4 犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた取組

### 1 県民及び事業者の理解の増進（第19条）

#### （1）現状と課題

犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、周囲の無理解や心ない言動などによる二次被害を防止するため、地域社会全体が犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性をよく理解する必要があります。しかし、一方では、犯罪被害者等の置かれている立場等を直接知る機会は少なく、県民及び事業者の理解や関心は十分とは言えない状況です。

そのため、多くの県民及び事業者が、犯罪被害者等に対する理解を深めることができるよう、幅広く啓発活動に取り組む必要があります。

#### （2）具体的な取組

##### ①犯罪被害者等の人権に関する啓発

犯罪被害者等の人権問題に関する啓発を目的に、広く県民を対象とした講座を開催するとともに、県、公社等の幹部職員研修や企業、団体等の人権啓発担当者研修において講座を開催します。

また、「人権週間」（12月4日～12月10日）を中心に、犯罪被害者等の人権問題を含む人権問題全般に関する広報啓発活動を行います。

人権啓発センターにおいて関連書籍、DVDを閲覧・貸出して理解向上に努めます。（人権同和対策課）

##### ②犯罪被害者等支援に関する広報・啓発事業

犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）におけるイベント等を通じて、市町村及び関係機関・団体と連携して、犯罪被害者等支援の広報啓発活動を行います。（警察本部）

##### ③各種広報媒体を活用した犯罪被害者等の広報啓発の充実

広報誌や防犯メール等の各種媒体を用いて、犯罪被害者等に関する広報啓発の充実に努めます。（警察本部）

##### ④女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～11月25日）のほか、様々な機会を捉え、女性に対する暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。（生活・協働・男女参画課）

#### ⑤配偶者等からの暴力防止

DVを未然に防止するための広報・啓発を進めるとともに、DVに関する相談窓口の周知を図ります。

また、中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、交際相手からの暴力（デートDV）の防止に関する広報・啓発を進めます。（生活・協働・男女参画課）

#### ⑥児童虐待防止に対する意識啓発

「児童虐待防止推進月間」（11月）を中心に、保護者などによる体罰が法律で禁止されたことや、体罰によらない子育ての重要性について、県民に広く啓発を行うことにより、虐待を許さない社会づくりを進めます。

（こども家庭課）

#### ⑦みやざき家庭教育サポート推進事業

「宮崎県家庭教育支援条例」の周知や「みやざき家庭教育サポートプログラム」の活用を通して、子どもへのしつけや関わり方、人権など、生命や家族を大切にすることを学習する機会や情報を提供します。また、地域の多様な人材の活用・育成を図りながら、地域ぐるみによる家庭教育を支える環境づくりを推進します。（生涯学習課）

#### ⑧人権教育総合推進事業

「宮崎県人権教育基本方針」に基づき、人権教育に関する市町村訪問や人権教育担当者等の研修を通して、犯罪被害者の人権問題も含め、社会教育における人権教育の一層の推進に努めます。（生涯学習課）

#### ⑨交通安全運動期間における広報・啓発

各季の交通安全運動期間を中心に、各種広報活動を実施し、交通事故被害者支援の啓発を推進します。（生活・協働・男女参画課）

#### ⑩障がい者権利擁護センター運営事業【再掲】

市町村や労働局等の関係機関との連携を図り、県障がい者権利擁護センターを拠点として、障がい者やその家族へ専門的な相談を行います。

また、障がい者福祉施設従事者・市町村職員に対する研修の実施等により、障がい者等に対する虐待の防止を図るとともに、権利擁護に関する意識の啓発に努めます。（障がい福祉課）

## 2 学校における教育（第20条）

### （1）現状と課題

児童生徒が犯罪被害者等になった場合は、成人と比べて心身により大きな影響を受ける可能性がありますので、周囲の児童生徒への影響も考慮しながら、十分な配慮を行う必要があります。

また、児童生徒が将来、加害者にも被害者にもならないために、犯罪被害者等の置かれた状況について、学校における教育の中で理解を深める必要があります。

### （2）具体的な取組

#### ①学校における人権教育の推進

「宮崎県人権教育・啓発推進方針」及び「宮崎県人権教育基本方針」に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含めた様々な人権問題についての基本的認識を深めるための人権教育を推進します。（人権同和教育課）

#### ②学校におけるいのちを大切にす教育の推進

「宮崎県教育振興基本計画」に基づき、生命尊重に関する指導やいのちの大切さを実感できる学習に取り組むことで、学校におけるいのちを大切にす教育を推進します。（人権同和教育課）

#### ③学校内における教育の充実

犯罪被害のきっかけとなりやすいSNSの利用に関して、専門家を各学校に派遣し、児童生徒のリテラシーの向上を図ります。

また、犯罪の被害者にも加害者にもならないための「いのちの安全教育」の充実を図ります。（人権同和教育課）

#### ④次世代を担う若年層を対象とした被害者支援の理解の増進

中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の想いや命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」等を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力の確保や規範意識の向上に努めます。

また、大学生等を対象に、犯罪被害者等支援に関する講話等を積極的に実施するとともに、様々な機会を利用して、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。（警察本部）